

平成 24 年 4 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 平成24年 4 月 10日 午後 4 時 35分  
閉 会 平成24年 4 月 10日 午後 5 時 40分

2 出席委員

大 橋 委 員 長 冷 泉 委 員 畑 委 員  
谷 口 委 員 平 塚 委 員 田 原 教 育 長

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

橋 本	教育次長	小 橋	管理部長
永 野	指導部長	田 中	教育企画監
大 谷	総務企画課長	西 村	教職員課長
沖 田	学校教育課長	藤 井	高校教育課長
川 合	保健体育課長	丸 川	社会教育課長
片 山	総務企画課副課長	岡 田	総務企画課副主査
西 本	総務企画課主事		

## 5 議事の概要

### (1) 開会

委員長が開会を宣告

### (2) 前会議録の承認

ア 3月分2回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

### (3) 報告事項

ア 請願・陳情等の受理状況について

(ア) 「京都地方労働組合総評議会」からの申し入れについて

#### 【高校教育課長の報告】

平成24年3月15日付けで京都地方労働組合総評議会から提出された「すべての労働者が人間らしく働ける社会に向けて京都府教育委員会への要望書」の概要と府教育委員会の取組について説明。

- 要望の概要は、①学校教育の中で憲法の3原則及び憲法27条及び28条、労働基準法や女性差別撤廃条約等、労働者の権利や国際社会の動向等をしっかり教えること、②卒業する生徒に対して「働く者の権利」等についての知識を得る機会を作り、「働く者の権利手帳」など、困ったときに活用できる冊子を作成すること、③高校生の雇用確保のために経済界や企業に対して正規雇用の拡大を強く働きかけるとともに「高校生緊急就職支援センター」については、地元で就職支援を受けることができるよう規模や実施場所を拡充すること、の3点である。
- 憲法の3原則や労働者の権利については、既に高等学校公民科・家庭科の授業で指導しており、特に就職を控えた3年生には、ガイダンスを通じて社会人としてのマナーや社会ですぐに役立つ知識、勤労の権利と義務等について指導を行っている。
- さらに例年、経済団体や業界団体に対して複数回行っている求人確保の要請でも、正規雇用による求人を求めている。
- また、各学校が「出前授業」などを実施する際には「結ネットKYOTO」参加機関をはじめ、法教育、消費者教育、労働問題など、公民的資質を高める観点から、幅広く外部諸機関と連携できるよう支援している。

(イ) 学校教育における「原子力発電」や「放射線」の学習指導に関わる要望書について

#### 【学校教育課長の報告】

平成24年3月15日付けで子どもと教育・文化を守る京都府民会議から提出された「学校教育における原子力発電や放射線の学習指導に関わる要望書」の概要と府教育委員会の取組について説明。

- 要望の概要は、①子どもが使用して学習するには不備の多い文科省作成「放射線」副読本を各学校で使用しないよう、府内各教育委員会・学校に指導・助言すること、②文科省作成「放射線」副読本の内容について、府教育委員会がどのように評価し、学校でどう教えるべきか文書で明らかにすること、③各学校で「放射線」や「原子力発電」について教える場合、子どもたちが正しく科学的に認識できる学習内容となるよう各教育委員会・学校に指導・助言すること、の3点である。
- 副読本の配付については、市町教育委員会や各学校の希望を受けて配付しているものであり、府教育委員会として使用を制限することはできない。
- 副読本では、放射線による影響や非常時の防護なども含め放射線等の特質について科学的な観点から公正に記載されており、安全性を過信させるような内容にはなっていない。
- 学習指導要領の改訂に伴い、放射線に関する学習は30年ぶりに扱われることとなった。全府下で使用する教科書にも、「原子力発電」や「放射線の性質や利用」について記載されるなど、従来の小中学校の教科書ではほとんど取り扱われていない内容を補うものとして、児童生徒だけでなく教員にとっても基礎的な知識に関する一助となるものと考えている。
- 府教育委員会としては、今後も放射線等について正しく理解し、主体的に判断できる力の育成に努めたい。

【質疑応答】（○：委員、◇：事務局）

- 副読本はいつ作成されたのか。
- ◇ 昨年の東日本大震災後に作成されたものである。
- 不備の多い副読本とあるが、どの部分に不備が多いのか。
- ◇ 副読本では、福島第一原子力発電所の事故や、4月から実施される食品の安全基準等について記載されていないことではないか。学校現場で活用する中で、現場の意見も聞きながら、より充実した教材となるよう国に対しても働きかけたい。
- ◇ 大飯原発の問題も現在進行形で進んでおり、この副読本だけで完結するものではないと考える。

イ 平成24年度に新規に設置するプロジェクトについて

【総務企画課長、教育企画監、学校教育課長の報告】

総務企画課長から、当面する喫緊の教育課題に対応するため平成24年度に新たにプロジェクトを設置する旨の報告があり、「学校・地域の協働推進プロジェクト」、「少年非行問題対策プロジェクト」の概要を教育企画監、学校教育課長から説明。

- 学校・地域の協働推進プロジェクトについては、平成23年度にまとめられた「土曜日を活用した教育の在り方」や、学び教育推進プランで示された「学校・家庭・地域社会の連携協働」を基に、社会総がかりで取り組む教育の具現化を推進するために設置するものである。
- メンバーは、教育企画監をプロジェクト長として、本庁関係各課長等をコアメンバーに、本庁や教育局、総合教育センターの総括指導主事等を推進メンバーとして組織し、組織横断的な取組を推進する。さらに、土曜日を活用した実践研究指定校の教員も含めた協議会を開催する。
- 少年非行問題対策プロジェクトについては、暴力行為等の問題行動の千人当

たりの発生件数が全国平均と比べて高いことや平成23年度の刑法犯少年の検挙・補導人員が全国ワースト1になるなど、少年非行問題が極めて憂慮すべき状況となっていることから、総合的な対策を進めるため設置するものである。

- プロジェクトメンバーは、教育庁各課にとどまらず、教育局や総合教育センター、立ち直り支援チーム、少年サポートセンターとも連携し「みんなで学んでチーム非行ゼロ」をキーワードに取組を進める。
- 取組のポイントは、①学校や地域、PTAなどにおける啓発活動、②数値で見える結果、③規範意識の向上などの取組、の3点である。

【質疑応答】（○：委員、◇：事務局）

- 少年非行問題対策プロジェクトについて、警察との連携はできているのか。
- ◇ 警察との人事交流を行うとともに、プロジェクトメンバーにも警察関係の方に入っただき、学警連携の取組を進めている。また、少年サポートセンターとも交流を行っている。
- 子どもたちを押しえつけるのでは解決しないのではないか。府教育委員会と京都市教育委員会、公安委員会の3者のコミュニケーションが大切である。この取組も含めて、もっと大きな風を吹かせたり、もっと大運動にしなければイタチごっこになるのではないか。
- ◇ 教育委員会の中だけの取組でなく、二つのプロジェクトが中心となり、学校・家庭・地域を巻き込んで取組を進めたい。
- 府・市の連携を進めるとともに、私学とも一緒に取り組まなければならない。さらに、児童生徒の問題は家庭に起因する部分が大である。家庭から発生する問題についても児童相談所を巻き込んで取り組んで欲しい。
- ◇ 問題行動については、公立・私立の懇談会でも話題となっており、私学との意見交換も更に進めたい。

【委員の意見等】

- 千人あたりの発生件数を減らすことも大切だが、再犯者率が高いことが気になる。是非、大きな目標を掲げて取り組んでいただきたい。
- 校内暴力の件数も多いが、まさに先生の指導力が問われているのだと思う。校内暴力を食い止める先生の力にも期待したい。
- 是非、全国ワーストから脱却して欲しい。教育委員会や学校だけにとどまらず、家庭や地域、警察など社会総がかりで取り組むことが解決の第一歩であると感じている。様々なチャンネルを使って真剣な取り組みを全国に発信していくことが重要である。

ウ 京の子どもダイヤモンドプロジェクト「京都きっず」第1期生認定証授与式の実施について

【保健体育課長の報告】

- この事業は、優れた資質のあるジュニア選手の発掘・育成を行い、将来我が国を代表するアスリートとして国際大会でメダル獲得を目指すとともに、その経験を生かし確固たる考えと行動力を持ち、豊かで明るい社会の発展に貢献できる若人の人材育成を目指し取り組むものである。
- 「京都きっず」第1期生の対象種目は「バドミントン」及び「フェンシング」であり、小学校（京都市立4名、乙訓地域2名、山城地域1名、中丹地域1名及び、私立1名）4年生9名が中学校3年生までの6年間、育成プログラムを

受ける。

- 今回、「京都きっず」第1期生9名の認定証授与式が平成24年4月14日（土）に京都府公館で行われ、小椋選手（バドミントン）や太田選手（フェンシング）からも応援メッセージが送られる。

【質疑応答】（○：委員、◇：事務局）

- 今回、この種目（バドミントン、フェンシング）となったのは何故か。
- ◇ 各競技団体から名乗りを上げてもらった。今後、希望する競技団体に種目を広げたいと考えている。
- 子どもの活動に対して予算は付いているのか。
- ◇ 予算を付けて、子どもの育成プログラムの活動を支援している。
- バドミントンやフェンシングをやったことのない子どももいるのか。
- ◇ オーディションを受けた160人の中には、経験はないが小椋選手や太田選手の活躍を見て「試してみたい」「是非やってみたい」という子どもも多くいた。「京都きっず」第1期生に認証された9名にも未経験者はいるが、全員が世界を目指す“光る原石”である。

#### エ 第1回「子ども読書本のしおりコンテスト」について

【社会教育課長の報告】

- 子ども読書の日（4月23日）における啓発事業については、平成14年度から「子ども読書絵てがみコンテスト」を実施（計10回）していたが、平成24年度から「子ども読書本のしおりコンテスト」としてリニューアルして実施するものである。
- このコンテストは、感動したり面白かった本のイメージを画用紙（B6）に絵と文で表現するというもので、京都府内在住の18歳以下の方を対象とした。また、4月23日から募集を始めるが、夏休みにも取り組んでいただけるよう、募集締切を9月7日とした。
- 表彰は、最優秀賞として京都府教育委員会教育長賞、京都府図書館等連絡協議会会長賞を各1点、優秀賞を約20点、佳作を約80点とし、読書週間の10月28日に表彰式を予定している。
- 最優秀賞の2作品は「しおり」にして府内の図書館・読書施設、学校等図書館等に配付して啓発するとともに、入賞作品については市町（組合）教育委員会にご協力いただき、図書館や読書施設で巡回展示を行い、啓発に努めたい。

【質疑応答】（○：委員、◇：事務局）

- 具体的にどのような作品になるのか。
- ◇ 絵と20字程度の文で作品を作ってください、完成後はしおりとして使用するものである。

#### オ 平成23年度京都府教育委員会の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

【総務企画課長の報告】

平成23年度の公文書の公開状況及び個人情報の開示状況等について説明。

- 公文書の公開請求件数は105件であり、昨年度（72件）と比べ約1.5倍の件数となった。主に体罰や学校関連の内容の請求件数が増加している。

- 請求に対する決定内訳は、公開（部分公開含む）77件、非公開1件、不存在11件、取下げ16件であった。
- 平成23年度に提起された不服申立ては6事案（昨年度は1事案）あり、内容は教員採用選考試験2事案、寄宿舎指導員採用選考試験1事案、教職員に係る問題事象3事案である。
- 個人情報の開示請求件数は123件であり、昨年度（98件）から約1.3倍の件数となった。ほとんどが教員採用選考試験に係る請求であった。
- 請求に対する決定内訳は、開示（部分開示含む）121件、不存在2件であった。

【質疑応答】（○：委員、◇：事務局）

- 増加の原因はどこにあるのか。
- ◇ 特定の個人からの請求件数が多くなっている状態である。
- 公文書公開状況で、非公開となっているのはどのような案件か。
- ◇ 学力診断テストの学校毎のテスト結果である。

（4）議決事項

ア 第16号議案 京都府立少年自然の家の今後のあり方について

【社会教育課長の説明】

京都府立少年自然の家について、施設の設置やこれまでの審議の経過、今後のあり方を説明。

- 少年自然の家については、昭和30年代の我が国の高度経済成長期の都市化による身近な自然の減少等の中で、子どもたちに自然の中での直接的な体験の機会を作るため文部省の補助制度が創設され、昭和48年に南山城少年自然の家、昭和58年にるり溪少年自然の家が設置された。
- これまで、少年自然の家では、①障害のある子どもを含む児童・生徒が共同生活を体験するキャンプ、②不登校傾向にある児童・生徒が自然の中で様々な体験をする「ふれあい宿泊学習」、③地域性を活かしたカヌーツーリングやアドベンチャーキャンプ、などの取組を進めてきた。
- 利用者のニーズや要望等に応える努力にもかかわらず、平成22年度の利用者数は、南山城少年自然の家が16,705人（ピーク時の約70%）、るり溪自然の家が17,334人（ピーク時の約65%）であった。また、両施設とも府外利用者が全体の約40%を占めるとともに、冬季の利用率が低い状況にある。
- 京都府社会教育委員会では、今後の府立少年自然の家のあり方について総合的に検討がなされ、①青少年の健全育成に重要な役割を果たすだけにとどまらず、今後は名称も含めて検討し、できるだけ多くの府民が利用できる体験・交流の中核施設として活用されること、②近隣施設の状況・規模や経過年数、地理的条件等を考慮し、「南山城少年自然の家」を廃止し「るり溪少年自然の家」に機能を集約することはやむを得ない、とのまとめが提出された。
- このまとめを踏まえるとともに、①今後の児童生徒数の推移、②近隣の同種施設の状況、③地理的条件、などを勘案して、南山城少年自然の家を廃止し、るり溪少年自然の家に機能を集約することとしたい。
- なお、平成24年2月に開催した府民説明会において、南山城少年自然の家を廃止する場合、一定の猶予期間をお願いしたいとの意見があった。このことから、小学校の集団宿泊体験活動が10月頃まで実施されることや、山城地方中学校駅伝大会が10月に実施されることを考慮して、利用期間を平成25年10月31日

までとし、平成25年11月30日をもって廃止することとしたい。

- 今後は、府議会で議論いただき議決を経るとともに、土地所有者である南山城村と十分協議を行いたい。また、るり溪少年自然の家については、機能の充実に向けて今後一層努力したい。

【質疑応答】（○：委員、◇：事務局）

- 利用期間は平成25年10月31日までだが、その後11月30日の廃止までに1ヶ月間期間を設定したのは、取り壊しがあるためか。
- ◇ 廃止までの整理期間として設定したものである。

【委員の意見等】

- これまで何度も意見を述べてきた内容でもあり、意見も出尽くしたと感じる。
- 今後は、南山城少年自然の家を活用されていた方々へ正確な情報をしっかり伝えるなど丁寧に対応していただきたい。
- るり溪流少年自然の家については、児童生徒の集団宿泊体験活動の中核施設として、また、幅広い年代層の府民が体験・交流できる施設として活用されるよう充実させていただきたい。

[原案どおり可決。]

## (5) 閉会

委員長が閉会を宣告



署 名

大 橋 委 員 長

冷 泉 委 員

畑 委 員

谷 口 委 員

平 塚 委 員

田 原 教 育 長

事 務 局 職 員